

第 1 回

# 新宿区障害者施策推進協議会

平成28年7月21日（水）

新宿区福祉部障害者福祉課

午後1時30分開会

○障害者福祉課長 皆様、こんにちは。

本日は、お忙しい中、また、あいにくの雨の中、出席いただきまして、ありがとうございます。障害者福祉課長の関本です。

本日は平成28年度第1回の障害者施策推進協議会でございます。

開会の前に、委員の交代が4名ほどございましたので、始まる前に御紹介したいと思えます。私が読み上げた方は、恐れ入りますが、一言お願いしたいと思えます。

まず、平成28年4月に福祉部長に着任いたしました中澤委員でございます。

○中澤委員 皆様、こんにちは、福祉部長の中澤でございます。

私、この3月末まで教育委員会事務局次長として特別支援教育などを担当させていただきました。その関係で、ちょうどこのあたりにこれまでも会議に出席させていただいておりました。引き続きよろしくお願ひいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

次に、手をつなぐ親の会副会長の立原委員です。5月からは専門部会の委員として既に参加いただいているところでございます。

お願ひします。

○立原委員 新宿区手をつなぐ親の会副会長をしております立原と申します。前任の山口が役員交代ということで、今回、5月12日から専門部会のほうにも参加させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

次に、新宿公共職業安定所雇用開発部長の森田委員です。

○森田委員 皆様、こんにちは、ハローワーク新宿の森田と申します。4月から、前任の磯に代わりまして、歌舞伎町庁舎のほうで障害者の職業相談、あと、事業所の障害者の雇用指導の担当をやっております。引き続きよろしくお願ひいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

また、新宿区教育委員会事務局次長の山田委員が、4月1日から着任してはいますが、本日は欠席でございます。山田委員の席には代理として教育支援課長の高橋が着座しておりますので、御紹介させていただきます。

次に、委員の出席状況について御報告をさせていただきます。

本日、今のところ6名の欠席という形になっております。28名中22名の出席という形で、

過半数を満たしておりますので、御報告いたします。

それでは、村川会長、進行をよろしく願いいたします。

○村川会長 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまより平成28年度第1回の新宿区障害者施策推進協議会を始めさせていただきます。進行につきましては御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の議題であります。お手元の次第でございますように、基本的に4つ予定されております。第4期障害福祉計画の成果目標評価について。第4期障害福祉計画の障害福祉サービス等の必要量見込み及び27年度実績値について、それから、きょうのメインの議題であります平成28年度障害者生活実態調査について、そして、最後に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正、これは報告事項でございます。

順次進めてまいります。最初に資料の確認を事務局からお願いします。

○障害者福祉課長 先に発送済みという形で資料1から資料5までをお送りしたところがございます。本日の机上配布の資料ですが、資料6、第4期障害福祉計画3カ年の障害福祉サービスの必要量見込み及び平成27年度実績、ホチキス止めで3枚綴りのものがございます。それからもう1つ、障害者生活実態調査票（案）に関する御意見という、アンケート用紙のような形になっているものの2つでございます。

そのほか、障害者生活実態調査概要版、第4期障害福祉計画の2冊は閲覧用として用意してございます。

すみません、もう1つ、社会資源マップ、昨年度末に配布したものの正誤表という形で1枚置かせていただいております。

配布物の不足等がございましたら、恐縮ですが、事務局までお知らせください。

皆様、大丈夫でしょうか。

○村川会長 資料はよろしいですか、ございますか。

よろしければ、早速議事を始めてまいりたいと思います。

次第で4つ予定されておりますが、進行上、1番、2番を逆にさせていただきまして、(2)となっておりますが、第4期障害福祉計画の障害福祉サービス等の必要量見込み及び平成27年度実績値ということで、まず実績の関係から先に報告をしていただいて、その後、1番の議事に入ってまいりたいと思います。

それでは、2番の関係、事務局から説明をお願いします。

○障害者福祉課長 では、本日机上配布しました資料6を御覧ください。第4期障害福祉計画

の3カ年の各種のサービスの必要量見込みに対して、計画初年度の27年度の実績値を記載したものです。

1枚目が障害福祉サービス、2枚目が地域生活支援事業、3枚目が障害児支援サービスになります。見込み量を上回ったサービスだけピックアップしてお話をさせていただきます。

1枚目、16番、計画相談支援、セルフプランの推奨からなるべくサービス等利用計画作成へという方針の切替えがございました。

それから、3枚目の3番、放課後等デイサービス、利用児童も提供事業所も増えました。区内7所から9所という形になっております。

簡単ですが、以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま、資料6によりまして、第4期計画におけるサービスの必要量見込みと27年度実績について御紹介がございましたが、この関係について御質問あるいは御意見ございましたら、どうぞお出しいただきたいと思えます。どなたからでも結構でございます。

今、課長さんからも御紹介ありましたが、サービスとして利用が伸びている項目が幾つかあり、また横ばい的な感じのものもございますが、何かございますか、どうぞ。

よろしいでしょうか。

ちょっと私のほうから追加的に触れさせていただきますと、課長さんからも利用量の増えたあたりの御紹介がございました。全体としてはおおむね計画どおり進行しているのかなという気がいたしますが、私の印象としては、16番、これは計画相談支援ということで、サービス利用計画が、27年度は500人ほど計画では計上されていたものが、1,369人ですか、2倍以上手続をとっておられるということでもありますので、大変望ましい方向ではないかと見ております。

2番の重度訪問介護も、以前の段階ですね、第2期、第3期ではサービス利用が少し低調な時期もありましたが、利用人数は限られておりますが、利用時間で見ますと、当初の見込みよりはそれを上回っているというところかなという印象がございます。

あと、11番の就労継続支援のB型については目標より少し数値が低いのかなと。これは入所施設にお入りになった方もいますし、いろいろな要因が作用してこういった数字かなというところかと思われれますが。

あとは、2枚目の地域支援事業等ですね、まあまあ着々と進んでいるかなという印象ではあります。

何かございますか。よろしいですか。

金子さん、ありますか、いいですか。

特段ございませんでしたら、とりあえず1つ目については一区切りとさせていただきます。当初1番で予定されておりました第4期障害福祉計画の成果目標評価、資料1の関係がありますが、この関係を議題といたします。

それでは、最初に事務局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 では、次に資料1、第4期障害福祉計画の成果目標評価管理シートを見てください。こちらは27年度第2回の協議会で様式、ひな型について皆様にお示ししたものでございますが、今年度になりまして、2回の専門部会で協議を重ねてまいりまして、27年度の活動指標の数値、評価、協議会の意見、改善等のところに記載内容が入った形でお配りしています。

まず目標1、福祉施設の入所者の地域生活への移行というところでございます。ここの数値は、(1)の26年度末の施設入所者のうちというような形で、そこを基準点にしましょうという形でやってきました。枠外の※のところを見ていただきたいんですが、※1にありますように26年度末は171人という数字になります。27年5月末207なんですけれども、これはシャロームみなみ風が施設開所後、順次入所者を受け入れていって、27年5月で入所がほぼ終わっているということでございますので、私どもが起点としたいところは27年5月とさせていただきます。ここを基準に考えて目標移行者を3年間で10人という形になったものでございます。実際27年度は3名という結果でございました。

次に目標2を見てください。こちらは地域生活支援拠点の整備という形で目標としたものです。こちらについては、昨年度は検討がなされておらずで、成果としては27年度評価Cというところを見ていただきたいんですが、地域生活支援拠点の整備を見据えまして、地域生活支援体制の構築という名目で実施計画に上げるという形をとってございますので、区の計画の中に地域生活支援拠点というものが位置づけられたという形になりまして、今年度からあり方について検討を始めているところでございます。

最後の目標3、3枚目を見てください。障害者就労支援施設等から一般就労への移行というところでございます。比較的順調な就労の実績をおさめていると考えております。

目標値の(1)で年間73人に対して27年度実績77人という形になっております。専門部会のほうであった意見としては、協議会意見等という形で、一番下の段の真ん中辺のところを見ていただきたいんですが、障害者雇用推進法の法定雇用率の改定や景気を背景として、関

係機関が一定の役割を果たしまして障害者雇用の実績が順調に推移したと。安定した就労を継続できているかについての評価指数がないということで、定着支援というのが今後重要であるということが話し合われて、こちらのほうに記載してございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま資料1により説明がございましたとおり、基本的には3つの目標につきまして、それぞれの目標が27年度の時点でどこまで達成されつつあるのかなど、到達状況についての評価や、今後の対応その他を含めた意見などが示されたところでございます。案という段階ではありますが、基本的な枠組みは国から示されまして、前回まだ数字が入らない形のもので用意されておりましたところ、この間、専門部会等での検討を進めまして、こういった形での原案ということになったわけでございます。

それでは、この関係につきまして、御質問あるいは御意見、どちらでも結構ですので、お出しいただきたいと思っております。どうぞ。

目標の1番は、おわかりのとおり福祉施設の入所者の地域生活への移行という大きなテーマでございまして、主に関連するのが知的障害等の方の関係かと思われまますので、もし差し支えなければ立原委員さん、何か御意見ございましたら、どうぞ。

○立原委員 立原です。入所支援施設からの地域移行ということで、シャロームみなみ風に実は私の娘も去年の4月に入所したんですけれども、そうしたことで急激に区内の入所施設に入所者が増えたということで、自宅から入った人が多いかと思うんですけれども、そこから地域移行をするにはさらにまた時間がかかるかなと思っております。そのための具体的な方策と言いますか、これからどのように地域移行を進めていくのかというような具体策が見えるとありがたいかなと思うというのが感想です。

ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。

御案内のとおり、シャロームみなみ風がオープンいたしまして、委員の方々にも、私も行ってまいりましたが、現地を見学させていただいたりしました。そこを含めて都内の幾つかの施設に入っておられますので、そうした方々が地域に移行していくと。シャロームみなみ風はまだできたばかりでありますので、少し時間がかかるかなとみられますが、全体としては各施設での支援その他御努力いただき、また御本人たちにも納得いただいた上で、地域に移行していくということが大事でありますので、関係機関の御協力を得ていくということか

と思います。

ほかにございますでしょうか。

もしよろしければ藤井委員さんいかがでしょうか、今、東京都全体でこういった施設入所者の地域移行についてはこういう流れというのは進んでいるのでしょうか。どうぞ。

○藤井委員 東京都全体でも施設入所の方の地域生活移行というのは進めておりまして、そのために東京都でも様々な施策を進めています。例えば施設のほうにコーディネーターを配置して地域生活への移行を進めていくなどの手法をとったり、あとは、グループホームの整備を促進するようなことを進めているところです。

○村川会長 ありがとうございます。

コーディネーターを設置されるなど積極的に取り組んでいただいたり、また、地域移行という場合には一部は御家庭に戻るといった方もいらっしゃるかもしれませんが、自立した生活という点では、今、藤井さんから御紹介があったようなグループホーム整備といったことももう一方で進んでいくべくところかなということをございます。

資料1の1ページ目の中ほどを見ますと、主な活動指標ということで、その中の③は共同生活援助（グループホーム）ということで、今年度、来年度、一定程度増やしていく流れが見込まれているということかと思います。

ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

○古澤委員 私は戸塚地区の民生委員をやっております古澤と申します。最近、私たち、就労施設に通っている障害者の方たちとよく会うんですね、高田馬場という地域性もありますけれども。そこで、地域の方が「えっ、あの子いつも変な……」、こう言うのは語弊があるかもしれませんが、ちょっとおかしいんだよとか、そういう話も聞きます。

資料1に福祉施設入所者の地域生活への移行とありますけれども、地域生活というのは、地域の方たちが、あそこにそういう施設があって、こういう方たちが入所しているということ、私も民生委員で障害者部会に入らなかったらばどの程度の理解があったかということをととても反省し、今回、障害者の方たちの幅広い勉強と言ったら大げさになるかもしれませんが、いろいろな行事とか出ていますと、地域の方たちが障害者に対しての理解というのを本当に薄く感じます、いまだに。

それで、ここにも協議会の意見とかありますけれども、こういう専門の方たちの地域に対しての意見も私は地域の町会長さんの意見も大事だと思います。最近特に思ったのは、うちの近くの長年使われなかった土地に障害者の施設ができるんだよというのを、うちの主人が

聞いてきまして、私に「知っているか」と聞かれて、私は全然知らなかったのです。どの程度の障害者のどんな施設ができるんだろうと地域で首を傾げているというか。ちょっと不安でもないけれども、地域にそういった施設ができるのは大歓迎なんです。というのは、グループホームのできる場所がないかなとか、土地がなかなか見つからないんだよというのを再三聞いていましたので、いいんです。地域が理解するということが、それから、町会関係の方たちが受け入れるということをもっと学んでいただきたい。町会といっても無理かもしれませんが、地域の人たちに対して、そういう理解が薄いと思います。

今後とも施設に対して、施設が例えば防災訓練といったら一生懸命受け入れを促してあげるとか、細かいことですけれども、うちの近くで盆踊りに呼んでくれるということで、地域の人たちにとっても温かく迎え入れられているのでありがたいとグループホームのホーム長さんがおっしゃっていました。そういう接点というか、地域に対しての絡みというのをもっと深く理解をしてもらえるような促しを町会関係とか地域に対して区でもやっていただきたい、それを再三思いました。

以上です。

○村川会長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

確かに施設入所者の地域生活移行といっても、現実に地域社会で受け入れられるようなことが大切でありますので、御指摘ありましたように、地元の町内会、いきなり全員というのも簡単ではないと思いますが、町会長さんはじめ役員の方々や、いろいろ御理解いただいとうまく地域社会に入っていけるような受け入れ態勢づくりみたいなことも大事かと思えます。

この関係、区のほうはどうかということでありましたので、事務局、あるいは、よろしければ中澤部長さん、少し触れていただければと思います。

○中澤委員 今の御意見、非常に大切な観点かと私も思います。1つは、障害者理解という点で言いますと、先ほど申しましたようにこの3月まで私は教育委員会におりまして、教育委員会のほうでも子どもたちに対しての障害（者）理解教育というのを今相当力を入れてさせていただいているところでございます。この御時世の中で言いますと、オリンピック・パラリンピックを契機とした取り組みとしてなお一層力を入れて、子どもたちの中でそういった理解が十分にもらえるようにという取り組みは今しているところでございます。

なお、地域の中でより一層の理解ということ言えば、過去をさかのぼりますと、新宿でもほかの自治体でも十分な理解を得られなかったことにより、事業の推進とか施設の整備

がうまくできなかったというのは、これまでの中にも幾つかの事例はあったかと思います。そうした反省を十分にしながら、私どももきちんと適宜地域への御説明はしていきたいと思っております。

どのような形で、どういうところで御理解いただけるようにするかというところでは、既に地域の中でうまく溶け込んでやらせていただいている施設の状況などを十分見ていただくとか、そういったところを活用しながら実態を見ていただくということも必要かなと思いますので、そのやり方につきましても、またお知恵を拝借しながら取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○村川会長 ありがとうございます。

区役所におかれましても、また、教育委員会、子どもたちも理解をしてくれるような環境づくりの大切さなど御指摘いただきました。

それでは、資料1の2枚目が目標の2番の地域生活支援拠点の整備ということで、1点目ともある部分重なり合うわけではありますが、障害のある方々が地域社会で生活を続けていく上でのサポートということで、区役所はもちろんのこと、基幹相談支援センターがございしますが、区立の障害者福祉センターや区内のグループホーム等を活性化すると言いますか、そういうことで位置づけられているわけでございます。

この関係、いかがでしょうか。もしよろしければ今井委員さん、地域生活支援拠点づくりといったあたりで何かございましたら、どうぞ。

○今井委員 現在、新宿区の基幹型相談支援センターを中心に、指定特定相談事業所が集まって連携して、計画相談の強化などの取り組みが行われております。また、区内のグループホームをはじめ知的障害者の方々の事業をやっている事業所が集まりまして、社協さんを中心に知的障害者の事業者連絡会で活発に意見交換をされているんですけども、新宿区内には精神障害者の方々の連絡会もあります。

新宿区内にはそういったたくさんの連絡会がありまして、それぞれの連絡会は横につながっているんですけども、その連絡会の共通認識という部分がおのおのの連絡会でとどまっているということもございますので、そういったネットワークの中で出てくる課題とか、共有するものについては、縦割りではなくて、それぞれのネットワークがつながっていくような仕組みを構築することで、地域生活支援拠点の整備がより一層充実するのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

拠点としての位置づけがあり、もう一方、そこで取り組まれる内容ということにかかわって御発言いただきましたが、ほかに何かございますでしょうか。

加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 実は富山県が「富山の共生」ということで考え始めている中に、認知症の高齢者と、その障害を持つ子どもたちを同じグループホームにすることを計画しているようです。私は何も認知症限定じゃなくてもいいかなと、障害者の親亡き後とか高齢化とかいう問題と、高齢化した親と障害を持つ子どもと一緒に暮らせるような共生型のグループホームなり施設を今後考えていったらどうかと思っているんですね。

これは、予算的にも両方が協力するわけですから、多少はリーズナブルにできるはずなんです。そうすると親子関係も断ち切れることはないし、高齢で親がグループホームに行っちゃった、さて一人残った障害者をどうしようということがなくなるわけです。できるだけ親子関係を保ちながら、高齢化した親と障害を持つ子どもと一緒に暮らせるといった方向性を今後考えていくことがいいのではないかと、私は富山県の取り組みを見て思っていた次第です。

○村川会長 ありがとうございます。

富山県の事例などを参考に、地元で高齢者と障害のある方など、世代間の交流というんでしょうか、あるいは、共生ということを考えてはどうかという御提案をいただきました。

今のところの目標としましては、ペーパーに書かれておりますように、基幹相談支援センター、これは区役所内の障害者福祉課、それから、区立障害者福祉センター、その後に「及び区内グループホーム等」と。グループホームは複数ございますので、あるいは、グループホーム以外にも拠点となり得るところがあれば、そうしたところの位置づけをはっきりさせていくということで、主な活動指標の欄では、今年度を中心に構築に向けた、こういった仕組みづくりに向けての検討を行うということでございますので、この場、協議会並びに専門部会等で議論を深めさせていただくということかと思えます。

どうぞ御遠慮なく、お気づきの点がありましたら、お出しいただきたいと思いますが、時間も押しておりますので、3枚目については、説明もございましたように、障害者就労支援施設等から一般就労への移行ということで、区内におきましては、仕事支援センター等の取り組みもございます。また、きょう委員として森田委員さんに御出席いただいておりますが、ハローワークの役割等も大事でございます。

よろしければ森田委員さん、障害のある方の就労について、企業の受け入れなり、あるい

は、ハローワークさんとしての取り組みなどを御紹介いただけますでしょうか。

○**森田委員** 障害者の雇用、就労移行につきましては、最近、精神障害者の伸びが非常に高い中で、右肩上がりです。就職数は増えているという状況でございます。資料3の中の協議会意見にもあるとおり、雇用率の上昇に伴って各企業のニーズも増えているというのも事実でございます。特に精神障害につきましては、各就労支援機関の支援があってはじめて就職が成り立つというような側面がございます。

それにつきましては、各支援機関さんとハローワークと連携しながら、その方がきちんと理解して就職できて、定着がきちんとできるという連携体制が非常に重要であろうと思いますので、引き続き就労移行についての御相談については、ハローワークのほうにお出でいただいて、いろいろ進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**村川会長** ありがとうございます。

ハローワークさんをはじめ関係機関の連携、あるいは、ネットワーク、あるいは、お一人お一人への的確な支援というあたりが課題でございます。差し当たり数字的には目標とされました73名を少し上回るぐらいの、これは27年度の実績であります。今後も持続的にそうした取り組みが進んでいくことが望ましいわけでありまして。

関連しまして、山田委員さん、この関係で何かお気づきの点等ありましたら、どうぞ。

○**山田委員** 地域活動支援センターの山田と申します。法人のほうでも就労継続支援B型というのもやっています。地域活動支援センターのほうでも作業をやっているんですけども、私はどちらかというと現場でやっているので、そこで相談があることをここでお話したほうがいいかなと思うので、ちょっと話をさせていただきます。

これを見ると就労させることが数字として上がってきています。私のところに来ている利用者の方はもう65歳ぐらいになっているんですが、若いときに病気になって就職できなかったというか、社会に出て働くことができなかったけれども、65歳になっても一般就労したいという目標を持っています。この間もその方と一緒にハローワークに行って登録して、一生懸命慣れないパソコンを使って求人を検索したりするんですけども、私が一緒に行くというのは、その方がどこかで難しいかなと思う部分があるし、夢をまだ諦めきれないという気持ちを持っていたりして。

そこに寄り添いながら動きをともにすることで、折り合いのつけ方というんですかね、やってみてやっぱり難しかったのかなとか、まだ夢を追い続けるのかなというのを一緒に考えたりするんですね。精神障害者の方なんですけど、そういう寄り添い方もすごく大事にしなければ

ればいけない部分もあるということを知っていてほしいなということをお前は発言させていただきました。

○村川会長 ありがとうございます。

一般就労への移行というのは、はっきり言って強制的に行われるものではなくて、御本人の意思、御本人の希望を尊重していくと。あるいはまた、受け入れていただく企業・法人などにも理解をしていただくと。仕事上、御本人の経験あるいは技術などうまくマッチする場合もあるでしょうし、なかなか難しいとか微妙な場合など、お一人お一人違う状況もありますので、そこは、今、山田さんのほうからも「寄り添う支援」というお話もございましたが、数字だけが一人歩きするのではなく、実情に応じた対応がそれぞれ求められることだということかと思えます。

新宿区内におきましては、資料6にもございましたが、就労移行支援の事業所も数としては増えてきていますので、ハローワークさんの御指導・御協力もあって、受け入れ企業などが広がっていくという環境づくりは進みつつあるわけで、あとはお一人お一人、精神的な障害を抱えた方も含めまして、うまく希望に添えるようなことが実現することが望ましいわけでありませう。

また、一たん就職されたならばできるだけ継続していただけるような、あるいはまた、そういう表現もどうかとは思いますが、途中でドロップしてしまうようなことが仮にあれば、そこを継続してフォローするというか、アフターケアと言いますか、そういうことも含めて、この就労支援の関係は進んでいくということかなと思われませう。

ほかに何かございませうでしょうか。

よろしければ、事務局から提案されました原案については、おおむね御理解をいただき、また、地域移行等にあたりまして、各委員から非常に重要な観点も御指摘ございましたので、そこを踏まえて28年度進められていく。特にペーパーの2枚目にありました、地域生活支援拠点をどうつくるかということについては、さらに議論を深めたり、あるいは、各お住まいの地域からの利便性なども含めて検討していくことになろうかと思われませうので、よろしくお願ひしたいと思われませう。

課長さんのほうで何か触れていただく点があればどうぞ。特になければ結構です。よろしいですか。

それでは、この2つ目につきましては、一区切りとさせていただきますので、3つ目の議題でありますので、28年度障害者生活実態調査、本日のメインの議題でもありますので、御審議

いただきたいと思います。

最初に事務局から資料説明等お願いいたします。

○**障害者福祉課長** それでは、障害者生活実態調査について、第1回の専門部会、第2回の専門部会と2回にわたりまして、専門部会の委員の皆様には調査票（案）について御検討いただきました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

資料2、資料3、資料4を御用意ください。

まず最初に、資料2について私のほうから説明させていただきます。

平成28年度障害者生活実態調査概要（案）という形のもので、これは27年度末にも一回御報告しておりますが、調査規模等について、障害者手帳保持者数を28年4月1日現在の最近の数字に直して、きょうもう一度御提出というするものです。

すみません、ここで一つ訂正をお願いしたいと思います。（3）の④小児慢性疾患医療費等受給者のうち法の対象となる難病患者という欄に120人という記載がございますが、これは約80人、申請を出して了承というか有効となった人が約80人ですので、母数は80という形で訂正いただきたいと思います。

次の資料3からは担当のほうから説明させていただきます。

○**福祉推進主査** 福祉推進係の西田です。よろしく申し上げます。

資料3は、A3判の縦の紙が4枚綴りになっております。調査票の変更・修正のところを、色をかけてマトリックスにしたものでございます。

①が在宅の方、成人していらして在宅生活をしている方向けの調査票の修正案でございます。こちらは、色が黄色くかかっているところが修正事項、緑色のところが新規設問でございます。全てではございませんが、主なものを御説明したいと思います。

障害別の回収率を把握するために、今回は設問の5、6、7、8関係ですが、障害や健康の状況についての設問を修正して、その方がこういった事情の方わかりやすくするための修正を加える予定でございます。また、票のほうには落とし込んではいませんが、こちらから発送する時点での工夫もしていこうと考えております。

14、15は医療的ケアのことでございます。今まで全く問うていませんでしたが、子どもを中心に、大人の方も含めて医療的ケアを導入して、在宅で暮らしていらっしゃる方がある程度の規模を持つようになってまいりましたので、今既に医療的ケアがあるかどうか、また、日常的に必要なケアの中身はどういったものを聞くという質問を新たに立てようとしております。

問21から23までは、ダブル介護に関連した質問、また、親の高齢化の状況も確認するために、主な介護者の年齢を聞きます。プラス、ダブル介護の状況があるのかどうか、あるとすればそれはどういった事情なのか、子育てなのか、病気の家族がほかにいる、障害の者がいる、また、障害のほかにも高齢者が家族としているのかというようなことを聞く質問を新設しております。

下のほうに移りまして、41ですが、サービス等利用計画の現状。こちらは導入してすぐのころ、平成25年がサービス等利用計画導入からまだ日が浅かったので、意向を聞いていました。それを今回28年については、意向ではなくて現状サービス等利用計画を立てているかどうかというについて伺おうとしております。

次の緑色が43から45ですけれども、障害者差別解消法の認知の状況、また、過去3年間に於ける差別的取り扱いの経験、合理的配慮の好事例についての経験の場面と内容について書いていただこうかと、そういったことを新たに取り組もうとしているのが在宅の調査票でございます。

2枚目、施設入所支援の方についての質問についてざっと説明いたします。こちらは、区が既に保有している状況とか、アンケート結果によって対策に影響することが少ないと思われる質問については、削除することを考えております。

代わりに、プラスするものとして緑色をかけたところを御説明しますと、施設入所の方についても、日常的に必要な医療的ケアがあるかどうか、また、その内容は何か。また、これはちょっとシビアな話になる可能性があります。御本人が必要なものと施設側が提供できる医療的ケアに齟齬がある場合があるので、施設が提供可能な医療的ケアについても伺おうということで、医療的ケアだけで3つ質問をプラスしております。

後半のプラスのものは20番以下です。入所施設は閉鎖的空間ということで、障害者虐待ということが懸念されるような、マスコミを騒がすような虐待のニュースもありましたが、入所施設の側には虐待防止法の認知状況とか、施設側がマニュアルを整備しているかどうかといったことを、利用者さんあての調査票ではありますけれども、そういった質問を新設しております。

また、障害者差別解消法についても、在宅の方と同じく、差別的取り扱いを受けた場面と内容、合理的配慮の好事例の場面と内容についても聞くように設定しております。

3枚目、3種類目の調査票についての説明をさせていただきます。3種類目は18歳未満の児童とその保護者の方です。こちらについては、調査票の回答者のところをまず修正しまし

た。基本的に前回までの調査が、子どもと言えども主体者という意味を込めて御本人様が回答するというを前面に打ち出していたんですけれども、回収してみますと、8割後半からほぼ9割が回答者は保護者だったということがございましたので、メインの回答者は保護者として、設問自体を再構成しております。一部、御本人様、子ども自体に書いてもらう質問も残っております。

問6、発達の特徴という質問を新たに加えました。こちらは障害者手帳を持っていない、特に厳しい検査や診断も受けていないけれども、障害児としてのサービスに現につながっている、児童発達支援というサービスで療育を行っているお子さんが今とても多くいらっしゃいます。そうした親御さんたちを想定しまして、発達の特徴として、自分のお子さんについて何か気がかりな点などを聞く質問を追加しております。

14、15は、在宅の方と同じく、日常的な医療的ケアがあるかどうか、その中身を聞いております。

問30番、就学にあたって相談した機関や活用した事例、就学支援シートというものを新宿区の教育委員会では導入しておりますけれども、こうしたものを就学相談などで活用したかどうかについて、新たな質問として設定しました。

問42から43、44にかけては、差別解消法に関連した質問でございます。

4枚目でございます。4種類目の調査はサービス事業者です。こちらは、専門部会のほうでも事務局案が出せず、本会で初お目見えになりますが、一緒に御検討いただければと思っております。サービス事業者については、回答サンプルの少なかった指定特定相談支援事業への御意見や、指定をとる意向の有無について、また、一般相談支援についての指定への意向といった事柄については今回は削除し、新たに虐待防止マニュアルの整備状況とか、差別解消法に向けて取り組んでいることを追加で聞くというものを事務局案として提示させていただいております。

雑駁ではございますが、主な変更点についての説明を資料3でさせていただきます。

○村川会長 ありがとうございます。

基本的には資料2にございますとおり、従来からもそうありますが、4種類の調査として予定されていること。すなわち在宅の障害のある方が1つ目、24時間入所の施設に入っておられる方が2つ目、そして、3つ目に18歳未満の障害のあるお子さんの関係について、主として保護者の方からお答えいただく事柄など、それからまた、4つ目にサービス事業者の関係でございます。

それぞれにつきましては、この間、制度上変化がありました障害者差別解消法が実施に移されてきた経緯、また、数年前から取り組まれておりますが、難病の方々への福祉サービス利用の可能性というか、具体性のあたりとか、それぞれの分野ごとに。また、施設入所の方については、障害者虐待防止法の観点を含めた御質問など新たにつけ加わった部分もございますので、どうぞ各委員から遠慮なく御質問、御意見をいただければと思います。

なお、いろいろ新しい観点も入ってまいりましたので、調査項目もかなり増えてきております。逆に回収率などを考えますと、質問数を節約できるようなところがないのかどうかというような観点もあってよろしいかとも思われますので、どうぞいろいろな観点から御意見をお寄せいただければと思います。

具体的には、資料の4-1、4-2、4-3など、案として調査票が準備されておりますので、そういったあたりに立ち入って御質問あるいは御意見をいただければと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、どうぞ。

もしよろしければ、急なことですみませんが、金子委員さん、何かお気づきの点とか、調査の関係で御意見ありましたら、よろしいですか。また後ほどでも結構です。

秋山委員さん、何かお気づきの点とか、はっきりしない点などございましたら、どうぞ遠慮なく御質問、御意見。

○秋山委員 今考えております。

○村川会長 はい、わかりました。では、待っております。

どうぞ、岩田委員さん。

○岩田委員 岩田です。調査票が封書で送られてきましたので、うちの場合は在宅の方なんですけれども、これを昨夜、面倒くさがる息子を隣に置いてやってみました。イエス、ノーの意思表示はできますので、一緒に記入していきました。

まず最初に、医療的ケアのことと、ダブル介護のことを入れてくださって感謝しています。ありがとうございます。

さて、時間としては19分40秒かかりました。ストップウォッチを隣に置いて計りながらやってみました。○をつけるところもありますし、記述をするところもありましたので、記述をしたかったところもあったので、そこの記述もしながらやってみました。それで思いついたことが7点ほどありますので、お尋ねしていきたいと思います。

まずサンプル数ですけれども、重複の場合はどちらかに限られるということでよろしいですよ。例えば身体障害者手帳と愛の手帳を持っている場合は、どちらかの手帳を持ってい

る者ということでよろしいんですね。

○福祉推進主査 はい。

○岩田委員 わかりました。

それから、もちろん無記名でいいんですね。

それから、返信用封筒というのは切手が要らないものでよろしいのでしょうか。

○福祉推進主査 はい。

○岩田委員 わかりました。

それから、次の質問なんですけど、この調査票の一番上に鏡文のようなものをつけられるのでしょうか。その内容というのは、資料2の目的にあるような文面が載るのでしょうか。実はかなり大変な作業なんですね。めくれどもめくれども質問が出てくるものですから、飽きてしまう方もいらっしゃるのではないかと思うんです。それで、鏡文のところに、例えば「この調査の記入にはおおむね20分程度かかります」とか書いてあれば、ちょっと元気を出してやっていけるのかなと思ったので、それが一点です。

それから、設問なんですけど、在宅の方の設問の間4で、「あなたの同居家族をお聞きします」となっているんですけど、ここでちょっと筆がとまったとかペンがとまってしまったんです。というのは、同居家族と聞かれると、私たちは世帯主が主人になることが多くて、例えばうちの子どもの場合は「子」となるんですね。区役所などに提出する資料には「子」と書いて出すことも結構多いんです。でも、この場合は「子」ではなくて、うちの子どものがこれを記入する場合は「父親」、「母親」のところに○をつけていかななくてはいけないのだと思うんですね。

ちょっとここは勘違いが生じるのかなと思い、例として「あなたと一緒に住んでいるのは誰ですか」というような質問では駄目なんじゃないかと思ったんです。この設問の文末が全て「お書きください」とか「お聞きします」になっているので、そういうふうにそろえるためには、「同居家族をお聞きします」というような設問になると思うんですけども、これを例えば「今、あなたと一緒に住んでいる人は誰ですか」というような設問だと、私はとてもわかりやすい。「父親」、「母親」とすぐ○がつけられるのかなと思いました。同居家族と言われると、どこに中心を置くのかなと、ここでちょっと迷いました。

あと、一番最後なんですけれども、「これでお終いです」みたいな言い方はないのでしょうか。それこそひたすらページをめくってきて、「これが最後です。御記入ありがとうございました。」ぐらい一文あると、終わったという気持ちがここで湧くので。「これで終わり

です」とか「御協力ありがとうございました。」という一文があるといいかなと思いました。

最後ですが、自由記述の欄がありませんよね。理由があるのかわからないですけれども、こういうものを書く方というのは、その設問に沿った答えだけではなくて、日ごろ思っているような、本当にささいなことかもしれないんですけれども、例えば近くのレストランに行ったら差別されたとか、駅で危ない目に遭ったとかいうような、設問にないような、でも言いたいことがあるんじゃないかと思うんですね。そういう欄が1つだけでも最後にあれば、自由に「今あなたの困っていること」とか「最近あったあなたの状況とか経験」とか、そういうことを書いてくださいというようなことを、一番最後に自由に書けるところがあるといいかなと思いました。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

複数の項目にわたりまして、御意見、そして、御質問の要素もあったかと思いますが、今の岩田さんの御発言について、事務局のほうで今の時点でお答えいただくことがありましたら、どうぞ。

○障害者福祉課長 皆様に送ったのは質問のところから始まるという形で送らせていただいています。前回やったときも調査依頼の表面がございまして、書いています。ただ、おおむね何分というところはないので、そこは参考にさせていただきたいと思います。

問4については、おっしゃる意見を取り入れて、わかりやすいように考えたいと思います。

最後に「これで終わりです」というのは、前のときもきちんとございました。そして、自由記述欄も最後に1枚、「区の障害者福祉施策に関して御意見・御要望がありましたら、御自由にお書きください」という形で欄を設けておりますので、それは今回も同じようにやりたいと思っております。

○村川会長 ありがとうございました。

きょうは最終的な段階ではなく、この協議会としては初めてでもありますので、引き続き専門部会でも詳細な点は検討を加えてまいりたいと思いますが、今、課長さんからお答えいただいたように、最後のほうに自由記述欄というか、御意見・要望はそれぞれ記入者が持つておられると思いますので、それをしっかり受けとめられるようなスペースの確保など。また、手続的には最初と最後に、これは区のほうから表明があると思いますので、そういう手続はしっかりとっていくということになるかと思っています。

ほかにかがでしょうか。

よろしければ、志岐さん、どうですかね、これを御覧になって。以前の調査のときにも幾つか御意見いただいております。どうぞ。

○志岐委員 志岐でございます。これは前回の分で十分に検討して、さらに事務局と専門部会の各委員の方々が苦勞してやっていただいて、その方向性も非常にいいんじゃないかと思えます。私も障害者の夫なんですけれども、実際に前回の分で書きまして、2人で書いたんですけれども、それよりもさらにまたよくなっておりますので、この方向性でよろしいかと思えます。

以上です。

○村川会長 どうもありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。何かお気づきの点等ございましたら。野津さん、どうぞ。

○野津委員 最初に問5のところなんですけれども。

○村川会長 在宅の問5ですね。

○野津委員 はい、在宅の問5です。手帳が3種類と自立支援医療と、難病、特定疾患、発達障害、高次脳機能障害というふうなカテゴリーがされているわけですが、例えば発達障害にしても、高次脳機能障害にしても、精神障害者の保健福祉手帳を出しているわけですよね。それもあって重複するのではないかなと。自立支援についても同じことが言えるのではないかなと思うんですけれども、ここら辺の考え方をちょっと教えていただけないかなと。

○村川会長 ありがとうございます。

在宅の問5の発達障害、その周辺のところでお尋ねが出ております。手帳を持っておられる方、必ずしもそうでない方、いろいろな立場の方もいらっしゃるかとは思いますが。

はい、どうぞ。

○福祉推進主査 事務局です。調査票の概要版だけを皆さんのところに配布させていただきましたが、広い意味で精神障害の中に発達障害、高次脳機能障害が含まれることについて私どもも承知しております。高次脳機能障害特有の、また発達障害者特有の回答というものがある可能性もあるのではないかということで、調査報告書をまとめる際に発達障害者のサンプルはサンプルでまとめ、高次脳機能障害は、人数は少ないんですけれども、そういった方々がどうしているかをクロス集計して、前回25年度はまとめさせていただきました。

そのときに、発達障害と名乗る方、高次脳機能障害と名乗る方を把握するために、質問の初めのほうで、この方がどういう方かというのを分別するためにあえて目出ししたというような経緯がございました。

○野津委員 それはわかりましたけれども、その場合、この調査の対象者の抽出に関してですが、これは手帳から、あるいは、自立支援からこの3,900人を抽出するという考え方で、その中に発達障害も高次脳機能障害も入っているだろうと、そういうお考えなんですね。

○福祉推進主査 そうです。

○野津委員 では、ちょっと細かいことであれですけども、手帳を持っていて、問7に行く人、それから、発達障害という診断を受けていて問9に行く人、それから問11に行く人ですね。これについて、手帳を持っている人、あるいは、自立支援の給付を受けている方は、一律にまずは問7をやってもらおうという考えでしょうか。さらに、そのうち発達障害の人たちは9にいて、高次脳機能の人は11に行くということですか。それはインストラクションをちゃんとやらないとごちゃごちゃするので。

○福祉推進主査 そうですね。

○野津委員 ええ。そして、修正問7も4つの病名をお書きになって、その次がその他になっていますよね。その他で、この中に例えば発達障害と書いてあれば、そちらのほうで集計していくことになるでしょうが、問9にちゃんとお答えになっているかどうかということはよくわからないわけですね。

そんなところから、細かなことで恐縮ですが、ちょっと注意をして整理されたらと思います。

○村川会長 大変貴重な御指摘をいただいて、ありがとうございました。さすが専門のお立場からの御指摘かと思います。

なお、最初に御指摘のありました問5については、新宿区だけでなく、我が国の障害者福祉の発達の経過からと言いますか、制度上、身体障害者手帳、愛の手帳、あるいは、精神保健福祉手帳、制度的に手続をとってサービスを利用している方もいらっしゃるし、それ以外のお立場の方、特に精神保健福祉手帳は手続を済まされた人の人数に限られておりますので、自立支援医療の精神通院医療を御利用の方も対象とし、制度の展開から発達障害あるいは高次脳機能障害、そして、難病の関係が、追加的という言い方は失礼なんですけど、制度の対応としてはそうしたことについても、時には追加的に、時には発達障害あるいは高次脳機能障害などを深めるということできましたので、具体的に位置づけて統計的にカウントすると。

ただ、これは以前の調査でも行われてきておりますが、発達障害とか高次脳機能障害のかけの方が人数的にどれほど多いかどうかということがありますので、場合によってはこの調

査と並行しまして、ヒアリングと言いますか、そういった御関係の方から少し詳しく話を聞いて補足していくというようなこと。

あるいは、難病についても、御本人たちかどうかということもありますが、保健所、保健センターの御意見なども聞きながら、これは調査の集計の段階と言うべきか、さらに把握を深めることとしては、この調査だけで全て完結的に行い得るのかという部分も事後的には生じてくるかと思われますので、私のほうから若干追加をさせていただきました。

なお、問7の関係については、本日の協議会、そして、今後開かれます専門部会も含めまして、もう少し整理をさせていただくべきことかなと思われますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、加藤さん。

○加藤委員 細かいことなんですけれども、在宅の問14の「あなたが日常的に必要としている医療的ケアがありますか」に（問15を参照）と「医療的ケア」の後に入れていただけると回答するときしやすいだろうと思いました。在宅以外にも「医療的ケアがありますか」という質問があるんですけれども、それも参照を入れておいてくださると、答えるときにわかりやすいのではないかと思います。慣れてない人はちょっとわかりにくいと思いますので。

○村川会長 問14、15のあたりですね。場合によってはこれ一本化しちゃうやり方もあるかもしれないですね。全体として検討した上でどうしていくか、引き続き検討していただいて。後でスケジュールの説明があるかと思いますが、全体の協議会としては10月ごろ、調査の実施直前でもう一度御確認いただくような審議の流れになるかと思っておりますので、それまでによりよい成り立ちを追求していくということかと思っております。

ほかにいかがでしょうか。先ほど岩田委員さんから19分40秒ですか、私が予測していたよりかなり速いテンポという言い方もないけれども、割とすらすらと進んでいただいて、うまくいったやり方かなと思いましたが、よそで聞く話としては、どうしても30分、40分、じっくり考えてしまう方ですと1時間近くかかっちゃうという話も聞いております。1時間を超えるような負担をかけては回収なども容易ではないと思われますので、うまく進む展開をどうしたらよいかということも考えていかなくちゃならない事柄かと思っております。

では、秋山さん、どうぞ。

○秋山委員 わかりやすくなってよかったなと思ったんですけれども、ちょっと心配なところがあります。それは聴覚障害の中には読んでもわからない人がいると思うんですよね。昨年は「手話通訳を使ったことがありますか」という項目があったんですけどね。聴覚障害者交

流コーナー、障害者福祉センターとかで「手話通訳がありますか」というような設問……、手話通訳を設置してこの質問に回答できることがあるかという話もしたと思うんですけども、今のままだと、これが送られてきても、中を見て捨ててしまうのではないか。高齢な方だと文書が苦手だと、また、こういったものに回答するのも苦手と思う方もいらっしゃると思うんです。私から見るとすごくわかりやすくなったなと思うんですけども、高齢者の方だとちょっと厳しいと思うので、手話通訳を設置して利用できるかどうかということをお伺いしたいんです。

○村川会長 御質問、ありがとうございます。

それでは、聴覚障害の方への対応としていかがでしょうか。はい、どうぞ。

○障害者福祉課長 資料2のアンケートの6番、アンケート記入支援というところで調査期間中には増やすと。それから、区立障害福祉センター、それから、社協の中にある視覚・聴覚障害者交流コーナーで、代筆・代読を含む記入支援を行うというふうに書いてございますので、手話通訳者さんの配置を、日時を決めてになるんですけども、やっていきたいと思っております。

○村川会長 秋山さん、いかがでしょうか。

○秋山委員 すみません、前回の調査で、通訳を配置されたときに利用された方はいらっしゃるのでしょうか。

○福祉推進主査 本庁舎のほうに配置したときは、来ていただいた方はいらっしゃいませんでしたが、視覚・聴覚障害者交流コーナーに手話通訳者を配置した時間帯には来ていただいた方がいました。

○秋山委員 そうですか、わかりました。ありがとうございました。

○村川会長 それでは、秋山さんにおわかりいただいたかと思いますが、資料2の6番でアンケート記入支援という位置づけがございますので、今回にあたりましても、聴覚障害の方、視覚障害の方、ぜひ……。

○秋山委員 すみません、こちらの手話通訳者ということも書いていただいたほうが。この文ではわからないと思いますので、文字も大きくしたりということでちょっと工夫を願いたいと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、そのように工夫をした表現をとるということでございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○藤巻委員 区民代表の藤巻です。修正とか新規とか入っている関係かとは思いますが、例えば18ページの設問の43に（○は1つ）と数字で書いていますね。隣のページの19ページの設問の44は（○は1つ）が赤で表示されていますね。それから、22ページの一番上にいきますと、（○はひとつ）と平仮名で書いてございます。このようなバラツキがあるのは何か意味がありますか。

それから、最初のほうは仮名が振ってない。例えば2ページの身体障害者手帳、愛の手帳とか、こういうところは仮名が振らずに、でも別のところですときちんと仮名が振ってあるとか、ちょっとバラツキを感じるんですが、そのあたりは何か意味合いがあるんでしょうか。

○村川会長 それでは、事務局から説明をお願いします。

○福祉推進主査 編集途中のものをお送りすることになり申し訳ございません。ルビにつきましては、最終版では、障害をお持ちの御本人さまが回答する可能性があるものとして、在宅の方、施設に入所の方、児童の調査票の3種類にはルビを全部につけるという形に持っていく予定でございます。

（○は1つ）というのが、漢字であったり平仮名であったりというのは編集のミスでございます。申し訳ございません。また、赤字になっているところは、専門部会などでの修正を経まして、直近の調査票から修正したところを主に赤くしております。その説明がなく大変失礼いたしました。

○村川会長 よろしゅうございますか。まだこの資料は作成中みたいな面がありますので。その（1つ）というのも恐らくアラビア数字の「1つ」で統一されるんだろうと思いますが、ルビその他、工夫が必要なところははっきりとそれを示していくということで進んでいくと思われしますので、よろしく願いいたします。

ほかにございましたら、どうぞ。

よろしければ。この詳細な点の議論は尽きない面もあろうかと思しますので、きょうは事務局のほうで1枚用意していただきましたが、きょうの限られた時間では各委員の皆様方もなかなか質問等も出しにくいということもおありだったかと思えます。御質問あるいは御意見、できれば明確な修正意見などをお出しいただければありがたいと思しますので、8月10日、水曜日までということ20日間ぐらい、3週間ぐらいあるかと思えますが、別紙で4つの質問項目を、もしかするとそこで書き切れない場合もあるかもしれませんが、その他欄も設けられておりますので、何ページの質問番号何番のこの辺が不十分であるとか、こういうふうに工夫してくれとか、いろいろ御意見をお寄せいただければと思います。

そのペーパーの上には障害者福祉課の電話番号、ファックス番号、メールアドレス、3通り用意されておりますので、どれかを活用していただいて、御意見等お寄せいただくということでもよろしくお願ひしたいと思いますが、そんなことでもよろしいですか。

きょうの場でどうしてもこれは触れておきたいということがございましたら、まだ若干時間はございますので、お手を挙げていただければと思いますが。

それでは、恐縮ですが、このペーパーを活用していただきまして、ファックス、メール、あるいは、電話でお問い合わせということも含めまして、手続を進めていただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、本日第4番目の議題であります、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正ということで、国における法律改正等資料が資料5の関係であります。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

**○障害者福祉課長** それでは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律についてということで、資料5の中で私どもからは3点だけお話をしておきたいと思っております。

1つは、新設されるサービス2つについてでございます。めくっていただきまして、2ページ目の、地域生活を支援する新たなサービスとして自立生活援助というものが創設されますというところ、もう1つが、3ページ、就労定着支援に向けた支援を行う新たなサービス、就労定着支援の創設というものです。後段のほうは、先ほど目標の中にありました就労に向けた支援、それから、定着へというような形で、今やっているものが、今度新たに30年度からはサービスの中の一つという形に変わってくるということがございますので、ここでこのことをお伝えしたいと思います。私どもも、この絵に描いてあるところしか、具体どういふふうにしていくのかというのがわからないところですので、今後、国や都から出される通知を見据えつつ考えていけたらなと思っておりますので、御紹介です。

もう1つは、9ページ、障害児のサービス提供体制の計画的な構築ということでございます。きょうも冒頭にサービス量に対してどういう結果だったのかという形で報告をしたところでございます。今度は障害児の福祉計画という形で策定していくということで、まさに今考えている次期の計画の中に、障害児の部分もサービス量の見込みといったところを入れていく必要があるということになってございますので、お知らせでございます。子ども家庭部とも協議を続けながら、この計画の中にまずは入れていくということをやりたいと考えております。一部分でございますが、この協議会に強く関係あるところという形で紹介さ

せていただきます。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

各委員のお立場からしますと、資料5で目次的には10項目ほどであろうかと思いますが、説明のなかった部分については、別個に直接、障害者福祉課にお問い合わせいただきまして、解説をお受けいただければと思います。

今、課長さんから説明がありましたように、新しい2つの点ですね。2ページの自立生活援助のサービス、これまでグループホーム等で御努力されてきた方が、場合によっては一人暮らしに移行したいというご希望が出てくる場合もあって、そういったところの適切な支援というテーマが出てまいりました。これを今後、区内でどう取り組むか、あるいは、現実にごこういったニーズがどの程度あるのかということも関連してくるかと思われま。

それからもう1つ、これもとても大事なことで、従来の障害者自立支援法は、はっきり言う成人に達した方の対策を強化するという点ではよかった面もあるかと思いますが、18歳未満のお子さんに対する対応としては必ずしも十分でなく、この間いろいろな制度づくりが進む中で、このたび障害児福祉計画という位置づけが得られましたので、これはしっかりと進めていただくということかと思ひます。

進行役の私のほうから質問というのも変ですが、市町村障害児福祉計画、これは区としても取り組んでいただくわけで、現時点での予定としては、まず1つは、この協議会でも検討しているような障害者計画、障害福祉計画の一環としてこれがあるという理解でよいのか。ただ、その場合に次世代育成支援ですか、子どもの分野の計画等もおありかと思ひますので、先ほど課長さんから子ども家庭部さんとの連携などで御説明がありましたので、そのあたりをもう少し説明していただければと思ひます。

○福祉推進係長 それでは、事務局から説明させていただきます。今回の法改正におきまして、新たに設けられました障害児の計画につきましては、第4期障害福祉計画、今度5期になりますが、それと一体をなして計画を策定することができるということで、児童福祉法上も障害者総合支援法上もそのように改められております。

それに合わせまして、それを策定するにつきましては、こちらの協議会の御意見を承るということと、自立支援協議会のほうでも話を聞くといった内容が盛り込まれております。それに基づきまして、私どもも障害者計画並びに障害福祉計画とともに策定をしていくというふうにご考えております。

○村川会長 ありがとうございます。

今年度は、前の議題にありました実態調査が先行すると。あるいは、18歳未満の方についても実態調査が行われますので、そこをしっかりと把握した上で、実質的には来年度かなと思われませんが、障害児福祉計画づくりが進んでいくと思われしますので、その議論の中でまた深めさせていただければという気もしております。

各委員から何か御質問、御意見ございましたら、どうぞ。いかがでしょうか。

以前の段階では主に岩田委員さんに18歳未満の関係は御発言いただいていたかと思いますが、何かございましたら。よろしいですか。

どうぞ。

○岩田委員 目標値を達しているというお話が先ほどからあったりするんですけども、きょうのお話全体を通して数字の裏に隠れている実態というものがあるのではないかと。数字が伸びたから「よかったよかった」ではないこともあるんじゃないかなと思ったりするんですね。ここでは言わないほうがいいんですけども、退所される方にとってはこの施設が合わなかったということもあると思うんです。自立したから退所したわけではなくて、その施設が合わなくて退所したという例も聞いているので、そういうことも隠れているということ念頭に置きながらこういう調査を進めていければと思いました。

○村川会長 ありがとうございます。

計画という方法の中で目標を定めたり、あるいは、数値目標のような形で一面わかりやすさもあるんですが、確かに数字だけでは語り切れない事柄も少なからずあろうかと思しますので、計画書の中でどこまで深められるかということはあるんですけども、近く行われます実態調査も踏まえて何が課題であるのか、場合によっては何が問題点であるのか、その解決を図るためにどうしていくのかという中身の問題にも、しっかりと触れるべきは触れるということが大事かなと思われしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今後の議論の中でぜひ深めていただければと思ひます。

それから、障害児福祉計画の位置づけについては、きょうは吉村委員さん、子ども家庭部長さんも御出席ですので、もしよろしければ、何かお気づきの点等ございましたら、どうぞ。

○吉村委員 すみません、この中身について詳しいものが出ているわけではございませんので、今の時点では特にありませんが、私どもは、子育て支援計画に基づいて、昨年度からニーズ量と確保方策を示した計画を持っております。それと十分にリンクさせながらということになるかと思ひますので、連携をとりながらやっけてまいりたいと思ひます。

○村川会長 ありがとうございます。

子育て支援という観点からいろいろな対策、施策を進めていただいているということであり、たまたま今行われております東京都知事選挙などでも、保育所整備をはじめそういったあたりがかなり大きくクローズアップされておりますので、区内におきましても、よい方向を追求していただきたいと思ひますし、私どもの立場からすると、障害のあるお子さんが保育所等で受け入れられていく環境づくりについても、よろしくお願ひしたいと思ひます。ほかに何かございましたら、どうぞ。

それでは、予定時間より少し早く終わりそうですが。

繰り返しになりますが、先ほどの実態調査の関係につきましては、各委員からぜひともフックスあるいはメールで具体的な御意見をお寄せいただければありがたいと思ひます。これは事務局のほうにも御対応いただくし、専門部会でも引き続き議論を深めさせていただきます、よりよい調査票づくりに向かつてまいりたいと思ひます。

○古澤委員 ちょっとよろしいですか。

○村川会長 どうぞ、古澤さん。

○古澤委員 私、地域で生活して、日常、雑談とかいろいろ地域の人たちと話をする中で、ヘルパーさんのなり手が少ないので、シニア間とか、余暇の時間を使っている教室みたいなところにも声をかけてヘルパーの増員、協力してくださる方たちの意識ですね、少しボランティアをやってみようとか。今朝ほども地域の方や民生委員の方と話したんですけれども、ここに障害児のサービス提供とかいろいろな計画をされているんですけれども、こういう計画の中で介護者とかヘルパーさんの人員の確保ですね、そういうのがぎりぎりの体制だと思うんです、今。

さらに進んでやっていただけるといいなと思ひるのは、言いにくいんですけれども、私たちの生活の中で十分わかっているんですけれども、予算が足りないということで、ヘルパーさんたちの給料、賃金が余りにも低いというのが向上されているのか。それから、こういう中で働く人たちの生活向上、若い人たちは結婚もできないみたいな、それはオーバーかもしれないけれども、非常に賃金が低くて、公務員の人たちはボーナスが何だと結構上がっているのということを、今朝ほど皆さんと話したんです。そういう賃金体制がもう少し向上されないと、いい介護はしてもらえないのではないかと。

それから、高齢者がどんどん増えていく、障害児も出生時多くなっているという現状で、今後どうなるんだろうと。高齢化でヘルパーさんを回してほしいといったときに人が少ない、

区は財政があれなのでそういった向上の面があまり見られないんじゃないか、将来不安だねという話も出たわけなんです。こら辺を一言、この中にもサービスの向上という面で、賃金体制のことも、ここに書いていいのかどうか、そういう内容を入れていただけたらと。

○村川会長 はい。それで、いわゆるホームヘルパー等、介助にあたる人材確保の関係であります。お手元の調査票の一番最後の資料4-4ですね、サービス事業者へのアンケートの中の、例えば問11とか問12などを通じて、その前に問10もございますけれども、そのあたりの質問を通じて、人材の確保などがうまくいっているのかどうかといったようなことをお尋ねすることがあります。この10、11、12あたりでよいのか、もっと何か突っ込んで聞くべきなのか。率直に言って、高齢者の介護保険の介護報酬の関係は、昨年、全国的に残念ながら引下げがありましたから、介護報酬3%ないし5%程度引き下げられた。それが直ちにスタッフ、職員の方の賃金引き下げになっているかということ、そういうことを一挙にやれば当然辞めてしまう方も多くなったりするので。

ただ、障害者に関連したところでどういう展開状況になっているのか。きょうの資料6で具体的なサービスの昨年の実績が示されております。先ほども若干触れられましたが、資料6の1枚目の1番、居宅介護、2番、重度訪問介護、3番、同行援護、4番、行動援護など、ホームヘルパーの方々に関与するところで、サービスの利用が伸びているもの、横ばいのもの、少し減ったものなど幾つかあると思いますので、これを分析する中で古澤さんから御指摘いただいたように人材確保が厳しいという状況なのか。

これまでのデータでは、新宿区内では恐らく事業所の数はまあまあ確保されているけれども、人材とか、また、確保されている人材のレベルと言いますか、うまく取り組んでいただいているのかどうかということは、今後の議論の中で精査をしながら、今御指摘のあった点ですね、できれば高齢者介護だけではなく、障害者介助にかかわっても人材と言いますか、熱心に取り組んでいただく方を確保していくということは大事でありますので、事業所に雇用されるお立場の方、あるいは、ボランティア的にかかわりを持っていただく方とか、多様な人材を考えながら。

どうしていくかというのは、今後の計画づくりの中身の問題にもなってきますので、実態調査を進めて、御利用になりたい立場と、サービスを提供する側と双方の実情を。区のほうに予算がないということは、多分大丈夫そうな気はするんですけども、現場のホームヘルパーの方の待遇改善はしっかりやりませんと。これは区だけで解決できるのか。はっきり言って国レベルの課題も相当大きいのかなと。

ひがんで言うわけではありませんが、ことしの4月に行われた医療のほうの診療報酬はおおむね横ばいで推移したんですが、残念ながら介護の分野が昨年マイナスということで、事業所にも影響を与えているということが言われておりますので、新宿区周辺の実態を把握した上で、今後どう向かっていくのか。

たまたま私は大学の教員をしておりますけれども、若い方々に介護、介助にかかわってもらうためには、介護福祉士、小さなお子さんであれば保育士、そういう方々に対する奨学金の制度とか、いろいろな方策を持って人材を確保していくということも大事です。あるいは、区民の方々にも取り組んでいただける方がいらっしゃったら、ボランティア的なかわり。きょうは社会福祉協議会のお立場の委員の方はご欠席ですので、これ以上の議論は難しいですが、ボランティアの方面を発掘していくということもあるのかなと思われま。ここは今後の議論の中で深めさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、最後となりますが、片岡先生、全体の議論を通じまして、お気づきの点をよろしくお願いたします。

○片岡副会長 実態調査が大分明らかになってきた。ちょっと気になっているのは、お子さま用のペーパーが一番厚くなっちゃったかなと。お母さんたちがおつけになるのにちょっと大変かな。なので、その趣旨について、さっきおっしゃったように丁寧に御協力依頼を書いたほうがいいんじゃないかと思ひます。

それから、今の介護人材の確保のことについてちょっとだけお話したくなつたんです。というのは、私、ほかの地域ですけれども、介護福祉士の養成にかかわっています。その地域では高齢者と障害者の施設とかいろいろな種類の施設を一緒につくったりするんですね。この最初の発想は土地がないからなんですけれども、中学校の上に特別養護老人ホームが載っているんです。その中学校に行っていたお嬢さんがボランティアで、最初は校長先生が駄目と言われたそうですが、そのうちいいことになって、昼休みに中学生が訪問に行くということで、高齢者とふれ合う機会を中学生がたくさん持った。

そして、彼女がことしの4月に介護福祉士になりたいといって受験してくれました。どうしてそう思ったかという、自分は中学校のときに、上にあった特別養護老人ホームにボランティアで行っていて、お年寄りとふれ合い、障害者とふれ合うことによって、この仕事をやろうと思ったんだと言うんですね。ですから、介護福祉の人材についても、少し長い目で、そういう機会を若いころから、障害についても同じだと思ひますけれども、ふれ合って、意識を持ってもらうことが広い意味でとても大事じゃないかなと。小さいですけれども、

一つの成功例をお話したかったんです。

以上です。ありがとうございます。

○村川会長 どうも大変貴重な御示唆をありがとうございました。

それでは、きょう予定されました議事はおおむね終了いたしました。今後のスケジュール等、事務局のほうから何かお伝えいただくことがありましたら、お願いいたします。

○福祉推進主査 スケジュール確認です。次回以降の協議会開催日程をお知らせいたします。

次は第3回専門部会、こちらは9名の委員さんだけの小さいほうの会ですが、こちらを8月31日、水曜日、9時30分から、第4委員会室で開催予定です。

きょうお集まりの全体の委員さんにお集まりいただきます第2回協議会を、10月14日、金曜日、午後2時から、第2委員会室。こちらの大会議室ではなくて、委員会室の中では一番大きい第2委員会室で行いたいと予定しております。この第2回協議会で調査の具体的な協議を終えまして、11月に調査の実施に向かうことになります。どうぞよろしく申し上げます。

○村川会長 お聞きいただいたかと思いますが、全体の協議会につきましては、10月14日、金曜日、午後でございます。また、専門部会につきましては、8月31日、水曜日、午前でございます。それぞれ通知がいくかと思いますが、よろしく申し上げます。

それでは、長時間にわたりましたが、御協力ありがとうございました。これにて閉じさせていただきます。

午後3時19分閉会